

保護者の皆様へ

## 「託麻西小学校のきまり～標準服（冬服）について」

令和6年 10月  
託麻西小 生徒指導部

10月に入り、朝夕冷え込むようになってきました。

冬服に関しても、4月に配布しております「託麻西小学校のきまり」を参照にされてください。（学校HPに掲載）  
衣替えの時期については、気候に合わせ、各家庭での判断にお任せします。

○冬季の標準服については、写真をご参照ください。



スクールセーターだけでは寒い場合に上着（ジャンパー）などを着用してかまいません。

●寒いときは、タイツ等を着用してもかまいません。

今年度の子ども会議により、タイツや靴下の色、柄などは自由となりました。

※ タイツやベスト、スクールセーターは衛生上、体育の時間は着用しません。

●その他について

- ①手袋、ネックウォーマー、ジャンパー (○) : マフラーは、巻き付き等の事故も考えられるので、着用しません。また、上着のフードはかぶりません。
- ②耳当て、耳当てのついた帽子 (×) : 自動車等の音が聞こえにくいので使用しません。
- ③ベンチコートなど長めのコート (×) : 歩行に支障をきたす恐れがあるので着用しません。

10月から、帰宅時刻は17時です（熊本市内全域）。日没が早くなりました。ご家庭でも話題にいただき、子どもたちが安全に過ごせるように見守っていきましょう。

